

青森市企業誘致プロモーション動画制作業務仕様書

1 委託業務名

青森市企業誘致プロモーション動画制作業務

2 委託業務内容

(1) 想定する視聴者

首都圏等のIT企業（ソフトウェア開発業等）の役員及び従業員など

(2) 期待する動画内容

視聴者が本市へのサテライトオフィスの設置を考える「きっかけ」となり、ひいては企業の本市へのサテライトオフィスの設置が促進されるような、本市の魅力をPRし視聴者の心を動かすイメージ動画

(3) 主な活用方法

- ①首都圏等で開催される展示会
- ②青森市公式チャンネル（YouTube）
- ③青森市ホームページ等のサイト

(4) 業務内容

青森市企業誘致プロモーション動画制作に係るすべての業務一式

企画、台本作成、演出、素材作成、取材、撮影、編集、収録、BGM音源制作、選曲、英訳・字幕、各団体・施設との交渉、許可申請を含む一切の業務

(5) 動画の規格等

- ①プロモーション動画は、通年用とし、90秒、30秒バージョンを各1本、計2本制作すること。
- ②動画には、サテライトオフィス設置の推進に資する本市の魅力（豊かな自然環境、アクセスの優位性、オフィス設置環境、教育機関、人財、余暇の過ごし方など）を収めること。なお、「豊かな自然環境」、「アクセスの優位性」、「オフィス設置環境」の3項目は必須とする。
- ③動画の一部又は全部にBGMやナレーションを挿入すること。

(6) 制作要件

- ①動画の画面縦横比は16:9とし、動画の解像度は4K（3840×2160）映像以上とする。
- ②動画はYouTubeで再生可能な動画形式（MP4及びWMV）及びDVD（ブルーレイ）プレーヤーで再生可能な動画形式とする。
- ③動画は複製が可能なものとする。

(7) 著作権

- ① 成果品に対する全ての著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は青森市に帰属する。（成果品は青森市等が実施する各種事業等に随時使用するほか、複製のために長さを調整するなどの再編集や、他からの依頼で、部分的に素材として提供するなど、青森市等による成果品の二次利用を無償で可とすること。）
- ② 成果品は、映像、画像、BGM等の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、青森市等は責任を負わない。

3 成果品の提出

- (1) MPEG4及びWMV形式の動画データを収めたUSBメモリ2部
- (2) DVD（ブルーレイ）プレーヤーで再生可能な動画データを収めたDVD9枚

【収録内容の内訳】

媒体	収録内容	数量
USBメモリ	90秒・30秒バージョンの両方	2部
DVD	30秒バージョンのみ	3枚
	90秒バージョンのみ	3枚
	90秒・30秒バージョンの両方	3枚

4 その他

- (1) 最終的な動画の構成・内容は委託者と協議のうえ決定する。
- (2) 業務期間中は委託者との連絡を密に取り、業務の進捗状況や動画の構成・内容の確認・修正を実施すること。
- (3) 撮影のために必要な費用（著作権料、入場料、運賃、原材料購入費等）は受託者の負担とする。
- (4) その他、仕様書に無いもの又は必要な事項については、委託者と協議して定めるものとする。

5 問合せ先、納品場所

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階
青森市経済部経済政策課雇用創出・企業立地促進チーム
電話：017-734-2403 FAX：017-734-5126
担当：富田